

池袋駅周辺地域まちづくりガイドラインについて

■ 策定の目的

池袋駅周辺地域のまちづくりを進めるにあたり、民間と行政が連携・協働して、特定都市再生緊急整備地域にふさわしい都市機能の集積、都市基盤の整備、防災性の向上、地区の魅力向上などを図っていく必要がある。

このため、公民のパートナーシップによるまちづくりを進めるため、まちづくりの考え方（目指す方向性や基本方針など）や開発整備を行う際のルールなどをまちづくりガイドラインとして定める。

■ 役割

まちづくりガイドライン（エリア別ガイドライン）において、都市整備の基本的な方針（防災、基盤、歩行者空間、街区整備、導入機能、景観・環境などの項目）と、本地域でまちづくり・開発整備を進める際に、守るべき基本的なルールや、考慮することが期待される事項を定め、これを順守して各主体（民間、行政等）がまちづくり・開発事業を進めるもの。

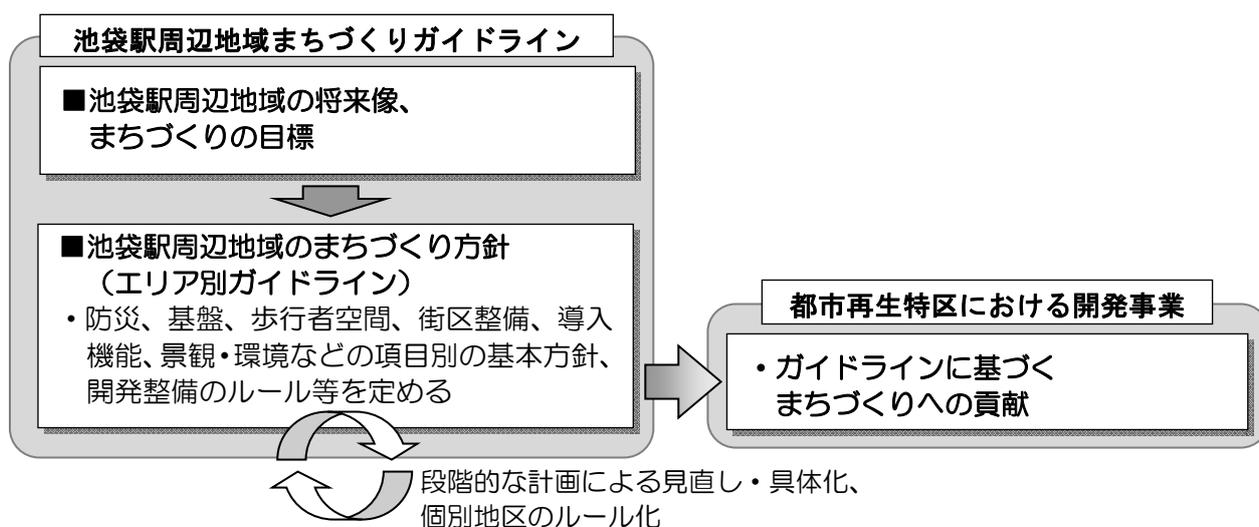
■ 策定主体

まちづくりガイドラインは民間と行政が連携・協働してとりまとめるものであり、豊島区が事務局となり、池袋駅周辺地域再生委員会が策定する。

策定にあたっては、再生委員会の基盤検討部会や個別ワーキング（地下、デッキ、交通等）の検討内容を踏まえるとともに、関係部局、事業者等との協議内容を反映していく。

■ 内容の見直しと個別地区のまちづくりのルール化

今後、本地域内の開発事業や基盤整備など計画の熟度が深度化した段階で、まちづくりガイドラインの内容を適宜改定するとともに、地区計画、街並み再生方針、個別地区のまちづくり計画などの個別地区のまちづくりのルール化を進める。



■ まちづくりガイドラインの対象エリア

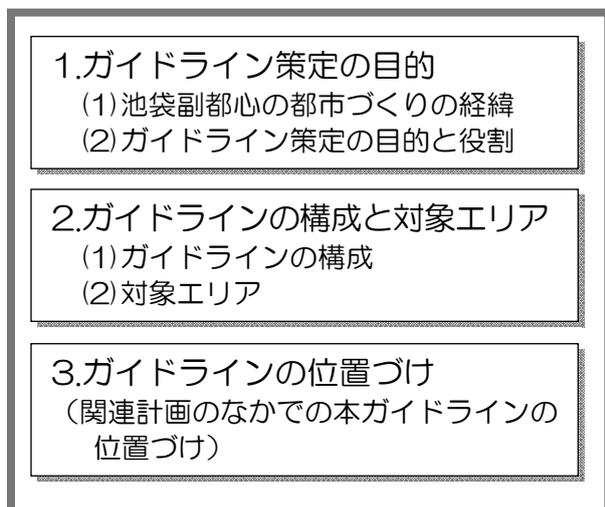
- ・「まちづくり方針（エリア別ガイドライン）」の対象エリア※
⇒（特定）都市再生緊急整備地域内



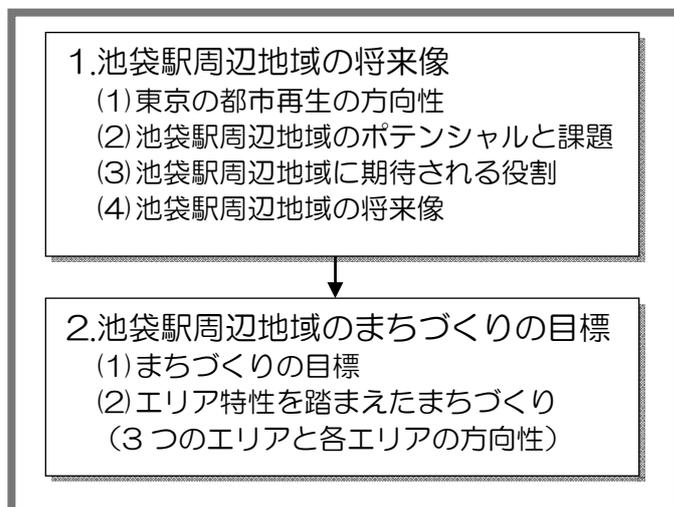
※広域的に検討が必要な課題はこの範囲外も対象とすることがあります

■ まちづくりガイドラインの構成（案）

I. はじめに



II. 池袋駅周辺地域の将来像とまちづくりの目標



III. 池袋駅周辺地域のまちづくり方針

(エリア別ガイドライン)	1.池袋駅周辺 コア・エリア	2.東池袋周辺 エリア	3.にぎわい交流 エリア
<p>(1)エリアの特徴及び課題 (2)整備の基本的な考え方 (3)エリアの整備方針 (防災、基盤、歩行者ネットワーク、導入機能、景観、環境などの部門別に整備方針を記述) (4)将来整備イメージ (整備方針図)</p>	<p>エリア別に方針等を記述</p>		



IV. 事業化に向けた取組み

